

何が変わり、どのような対応が必要か？

消費税率改定 実務対応セミナー

標準税率

10%

軽減税率

8%

ここをチェック！

- * 2つの税率が混在
- * 経過措置への対応
- * 伝票類の様式変更

制度の概要と企業が押さえるべきポイント
業種に関わらず、どの企業にも影響します

□開催日時

2019年 3月20日(水) 午前10時～午後5時

□研修会場

大阪府工業協会 研修室

大阪市中央区南本町2丁目6番12号 (サンマリオンNBFタワー4階)

地下鉄 御堂筋線「本町」駅 9番出口より徒歩約4分
堺筋線・中央線「堺筋本町」駅 8番出口より徒歩約3分

《会場案内図》



□講師

山口拓税理士事務所 所長 税理士 山口 拓 氏

Profile

1992年、神戸大学卒。民間企業に就職するも、中小企業の良き相談相手たる税理士になる夢を捨てきれず、仕事の傍ら受験勉強に励み、1997年税理士試験に合格する。その後、会計事務所勤務を経て2005年に独立し、山口拓税理士事務所を開設。著書に、「ゼロからできる消費税節税の本」(自由国民社)、「交際費Q&A100(TKC巡回監査研究会編)」(共著)他がある。

□受講費

1名につき 会員企業の方 25,920円 / 会員以外の方 31,320円 ※いずれも消費税込

【振込先】・三井住友銀行 備後町支店 当座 No.201068 ・三菱UFJ銀行 信濃橋支店 当座 No.321966
・りそな銀行 大阪営業部 当座 No.1027054

業務に与える影響、必要な対応をわかりやすく解説します

2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられる見込みです。同時に、今回の税率改定では、「軽減税率制度」が実施され、わが国で初めて複数の消費税率が併存することになります。対象品目は食料品や新聞などに限られますが、これらを販売はしなくとも購入の経費は発生するため業種に関係なくすべての企業に影響が及びます。

また、消費税率改定にともなう「経過措置」も用意されており、取引や契約によっては、今すぐ対応を要するものもあります。今回のセミナーでは、こうした制度変更の内容や業務に与える影響、とるべき対応策をわかりやすく解説します。的確な事前準備のためにぜひお役立てください。

【申込方法】裏面の受講申込書をFAXで当協会宛にお送りください。(ホームページからもお申し込みいただけます)
折返し、受講票・請求書・振込用紙をお送りいたします。

※開催前々日以降の取消しは受講費を全額ご負担いただきます。代理の方がご出席ください。

《主催》 公益社団法人 大阪府工業協会

〒541-0054 大阪市中央区南本町2丁目6番12号 TEL 06-6251-1138

1. いま改めて確認しておきたい消費税の仕組み

1. 消費税の課税対象 消費税が「課される取引」と「課されない取引」
2. 消費税に関する実務留意点
 - ① 消費税の計算
 - ② 申告と納付
 - ③ 仕入税額控除
 - ④ 中小企業者の特例

2. 今回の改定の概要と押さえるべきポイント

1. 複数税率 同じ品目でも軽減税率(8%)と標準税率(10%)が混在するケースが発生
2. 軽減税率 購入品も対象となるため軽減税率はすべての企業に影響が及ぶ
3. 消費税改定後のスケジュール
税率引き上げ以降も消費税申告書の様式変更、インボイス方式導入まで段階的な対応が必要

3. 税率改定にあわせた経過措置

1. 消費税率引き上げに伴う経過措置の概要・注意点
2. 基本的な考え方 … 施行日をまたぐ一連の取引について
3. 経過措置の対象となる取引の具体例
工事や製造の請負契約、交通機関の旅客運賃、通信販売 …etc.

4. 消費税の軽減税率制度

1. 軽減税率の対象品目
2. 現行制度と区分記載請求書等保存方式の違い
3. 消費税額の計算方法
4. 施行日までに対応すべき事項 会計システム、請求書等の様式、価格表示方法 …etc.

5. インボイス制度 2023年10月から導入予定

1. インボイス制度とは 正式名称は「適格請求書等保存方式」
2. 請求書への記載方法および計算方法
3. 経過措置規定

レコーダー等の持ち込み、録音はご遠慮ください。

受講申込書 消費税率改定 実務対応セミナー

2019年3月20日 開催 No.3235-1665 HS

会社名				受 講 者	部署・役職名	氏 名
所在地	〒 _____					
TEL		FAX			主要 製品	従業員数 名
◎申込担当者(受講票・請求書のお送り先) 部署・役職名 _____ 氏名 _____				◎受講費 ()名分 合計 _____ 円 は 月 日 _____ 銀行より振込予定		

お申し込みは ▶ FAX 06-6245-9926 公益社団法人 大阪府工業協会

<http://www.opmia.or.jp/seminar>
ホームページからも受講申込できます

※申込書にご記入いただいた内容は、事務処理(受講票・請求書の発行等)・担当講師への受講者名簿提示のほか、研修案内の送付に利用させていただく場合がございます。なお、内容の訂正・利用停止をご希望の際は、当協会までご連絡ください。